

令和8年度

## 相馬市不妊・不育治療費助成事業のおしらせ



相馬市では、保険適用とならない不妊治療や保険適用の有無に関わらない不育治療に要する費用の一部を助成する事業を行っています。

### 対 象 者

次の要件を全て満たす方

- ①『福島県不妊治療支援事業助成金』または『福島県不育症治療費助成』の交付決定を受けていること。
- ② 治療を受けた期間および申請日において、夫婦（事実婚を含む）またはその一方が相馬市に住所を有していること。ただし、男性不妊治療は夫が相馬市に住所を有していること。
- ③ 妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
- ④ 申請日において市税の滞納がないこと。

### 助 成 の 内 容

※不妊治療や不育治療に要した助成の対象となる費用から、県の助成金を控除した額に対して下表のとおり助成します。

|    | 助成対象となる治療                                                | 助成額                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 不妊 | 1. 保険適用外となる治療を受けた場合<br>(保険診療と保険適用外の治療の併用)                | ①採卵を伴う場合 上限 15 万円<br>②採卵を伴わないまたは卵が得られない場合 上限 5 万円<br>③生殖補助医療に併せて行った男性不妊治療 上限 15 万円 |
|    | 2. 先進医療を受けた場合<br>(保険診療の治療と併用して実施した先進医療)                  | 上限 5 万円                                                                            |
|    | 3. 回数上限又は年齢上限超過した場合<br>(治療の回数上限または年齢上限を超えたことで保険適用外となる治療) | ①採卵を伴う場合 上限 10 万円<br>②採卵を伴わないまたは卵が得られない場合 上限 5 万円<br>③生殖補助医療に併せて行った男性不妊治療 上限 10 万円 |
| 不育 | 不育治療<br>(不育症と診断された方への<br>ヘパリンを主とした不育治療)                  | 上限 10 万円                                                                           |

### 申 請 期 限

- ・県の助成金が交付決定された日から2か月以内

### 申 請 方 法

※申請の際は、事前にご連絡ください。

- ・県の助成金が決定された後、速やかに裏面の申請書類を添えて市へ申請ください。  
(県の助成金が決定された後での申請手続きとなります。)
- ・県へ申請で提出した書類が必要になりますので、全て写しをとっておいてください。



<申請窓口・お問合せ先>

相馬市保健センター TEL) 0244-35-4477

